

農業所得確定申告における事前相談会のお知らせ

(町民税務課)

毎年1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み、農産物の販売金額による収入等があった方は、申告する必要があります。

今年度も次のとおり、農業所得確定申告における事前相談会を実施します。

○日時

・2月7日(木)・8日(金)

午前9時～午後6時

(正午～午後1時を除く)

・2月9日(土)

午前9時～午後4時

(正午～午後1時を除く)

○場所 役場2階 第2会議室

○相談内容

農業所得確定申告における収支内訳書の事前作成の相談受付

○持参する物

- ・農業所得申告書類
- ・収入がわかるもの
- (出荷伝票、通帳等)
- ・必要経費がわかるもの
- (領収証、通帳等)
- ・計算機、筆記用具

○お問い合わせ

町民税務課 税務G

☎(84)1966 (直通)

国民健康保険、後期高齢者医療制度の第三者行為による被害届について

(町民税務課)

交通事故など第三者(自分以外)の行為が原因で負傷等をした場合、加害者が被害者の医療費を負担いただくのが原則です。

この場合、被害者が保険証を使うときには、法令に基づき届出が必要です。

国民健康保険や後期高齢者医療に加入の方で、第三者行為により負傷等をし、保険証を使用する(使用した)場合、速やかに町民税務課へご連絡ください。

○第三者行為とは

- ・相手がいる交通事故
- ・他人の飼い犬に噛まれた、他人に殴られた等

○このような場合も届け出が必ず要です

- ・誰かが運転する車に同乗中の自損事故
- ・ご自身の過失が大きい事故
- ・相手が不明の事故

○保険証が使えないとき

- ・業務上の負傷や病気(労災保険の対象となります。)
- ・相手と取り決めや示談をしておいた場合(示談内容によりません。)
- ・けんかや泥酔による傷病等

○お問い合わせ

町民税務課 町民G

☎(84)1965 (直通)

確定申告用保険料等の納付確認書を交付します

(町民税務課)

平成30年中に普通徴収(現金納付又は口座振替)により納付された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を確定申告の社会保険料控除に利用する場合に添付する確認書を役場各担当窓口にて交付します。

なお、役場で確定申告をされる方は、確認書の添付は必要ありません。

○交付時間

午前8時30分～午後5時15分

(役場開庁日のみ)

○交付場所

- ・国民健康保険税納付確認書 町民税務課 ③窓口
- ・後期高齢者医療保険料納付確認書 町民税務課 ③窓口
- ・介護保険料納付確認書 健康福祉課 ⑦窓口

○お問い合わせ

- ・町民税務課 税務G
- ☎(84)1966 (直通)
- ・健康福祉課 高齢者支援G
- ☎(84)0006 (直通)

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の納付方法は選択できます

(町民税務課)

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の年金からのお支払いは、口座振替へ切り替えることができます。

1月31日(木)までに手続きすると、平成31年4月分の年金からの支払いが中止され、7月から口座振替によりお支払いいただくこととなります。口座振替の依頼が済んでない場合、併せて手続きいただけます。

また、前述の期限を過ぎて手続きをされた場合は、6月分以降の年金から中止されます。

※既に、変更の申し出をされている方の手続きは不要です。

○お問い合わせ

- 町民税務課 税務G
- ☎(84)1966 (直通)

医療福祉費支給制度(マル福)について

(町民税務課)

⑥(マル福)とは、小児・妊産婦・ひとり親・重度心身障害者が医療機関にかかった場合の医療費を助成する制度です。

要件に該当する方で、また、申請されていない方は、町民税務課までお申し出ください。

○小児 高校3年生までの子

○妊産婦

母子手帳の交付を受けた方

○ひとり親

18歳未満の子とその親、20歳未満の一定の障害を持つ子とその親

○重度心身障害者

身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方、身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた方、知能指数が35以下と判定された方、身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下の交付を受けた方、障害年金1級に該当された方、特別児童扶養手当1級の対象となった方

※所得基準がありますので、詳しくは、町民税務課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

- 町民税務課 町民G
- ☎(84)1965 (直通)

町の情報をメールマガジンで発信しています。ぜひご登録を!



※通信費は個人負担となります